



## 1. 許可条件

1. 風雨等による飛散で美観風致を害さないように掲示し、許可期間満了後は直ちに、撤去すること。
2. 許可（申請）広告物又は掲出物件により第三者に損害を与えた場合は申請者において処置すること。
3. 許可（申請）広告物又は掲出物件を設置したときは遅滞なく、浜田市長へ設置届を提出すること。

## 2. 設置に当たっての注意事項

- ① 立看板は民家の壁面等に取り付け、道路敷（歩道、側溝、法敷を含む）内に突出さないこと。
- ② 道路における広告物又は掲出物件の表示については、道路法（昭和27年法律第180号）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）による規制（建設省道路局通達「指定区間内における路上広告物等の占用許可基準について」）が行われています。たとえば交差点及びまがり角から10m以内及び交通標識の設置されている附近やその他の交通の支障となる場所には設置できません。
- ③ 風圧等により倒壊、破損しないよう堅固に設置すること。
- ④ 広告物又は掲出物件が、著しく汚染し、若しくは、塗料がはく離したとき、著しく破損し、又は老朽したとき、又は、倒壊若しくは落下のおそれがあるときには、速やかに補修すること。
- ⑤ 許可期間が満了した時、若しくは許可が取り消されたとき、又は、広告物又は掲出物件の表示若しくは設置が必用でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物の除却とともに、浜田市長へ除却届を提出すること。
- ⑥ 電柱類及び街路樹、照明灯、街灯柱、橋梁等の公共施設には添架しないこと。